

●香川県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年11月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 穴吹塩江線（106号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字 田中2642番50地先から	前	35.6~148.9	113	平成20年香川県告示第540 号で変更した区域の一部及 び平成26年香川県告示第 126号で変更した区域
高松市塩江町安原上東字 田中2642番49地先まで	後	18.0~148.9	113	

- 4 供用開始の期日 平成26年11月7日